

資料3：KURおよびKUCAの設置変更承認申請書における共用設備に関する記載について

共用設備に関する記載としては KUCA 設置変更承認申請書の本文の「固体廃棄物の廃棄設備は研究用原子炉と共用である。」のみで、この記載は新規規制基準対応の申請書の審査を通じて追加された文言である。

具体的には、固体廃棄物の廃棄設備のうち第2固形廃棄物倉庫は申請書が承認（2016年5月）されてから設工認申請（2017年6月）を行って建設された施設で、審査の段階で「共用」という文言を付けることになった（KURも同様）。ただし、京大としては既設の施設・設備の中で機能上「共用」と考えていたが、申請書で例えば「中央管理室」のように同じ文言を使った施設・設備であれば特に「共用」を明示しなくても安全上問題はないものと判断していた。なお、2016年12月の「通信連絡設備」の KUCA 設工認申請からは、「共用設備」であることを明確に記載するようになった。

以上のように現在の KUR および KUCA の設置変更承認申請書では、両原子炉の共用設備についての記載が十分に統一されていないが、KUR と KUCA の共用設備の利用および管理は共用であることを十分に認識して実施しており、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の安全施設を共用する場合の条件、「第12条第6項 安全施設は、二以上の試験研究用等原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。」についても十分に満足していると考えている。

しかし KUR および KUCA の設置変更承認申請書においてはすべての共用設備について「共用」であることを明記し、統一することが望ましいので、両設置変更承認申請書ともに次の変更申請を行う際にはこれらの記載を適正化する予定である。

(以上)